

富士見市(補助金等規則)	
1条	趣旨
2条	定義
3条	補助事業者の責務
4条	補助金等の交付申請
5条	補助金等の交付決定
6条	補助金等の交付条件
7条	交付決定の通知
8条	申請の取下げ
9条	事情変更による決定の取消し等
10条	補助事業等の遂行
11条	状況報告※
12条	補助事業等の遂行命令
13条	実績報告※
14条	補助金等の額の確定
15条	是正のための措置
16条	補助金等の交付時期
17条	交付手続の特例
18条	決定の取消し等
19条	補助金等の返還
20条	財産処分制限
21条	立入検査等
22条	委任
附則	

富士見市(公募要綱案)	
1条	趣旨
2条	補助金の公募
3条	公募対象団体
4条	補助対象事業
5条	補助対象経費
6条	補助金の範囲
7条	補助期間
8条	補助金の申請
9条	意見聴取
10条	補助金交付団体の決定
11条	公表
12条	その他
附則	

規則の委任事項に基づき、別途「取扱い(提出様式等)」

